

中京大学生（学部生・大学院生）の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症影響下における

学生生活について Q & A

<新しい生活様式の実践>

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。本学は、感染やその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に学内における実施可能な教育活動を進めていきます。

政府の専門家会議は、2020年5月4日に「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして具体的な実践例を示しました。

学生の皆さんも、新型コロナウイルスに感染しない・感染させないために、この「新しい生活様式」を学生生活においても実践してください。そのために必要となる情報を Q & A 形式でまとめました。各自確認をお願いします。

※この Q & A は、2020年5月27日時点で作成したものです。新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、Q & A の項目を増やしたり、A（回答）の内容を変更したりすることがあります。

1. 常に考え・行動すべきこと

- Q.1-1 感染拡大を防止するために、特に気をつけなければならないことは何ですか。
- Q.1-2 自粛・自制ということがいわれていますが、どう対応すればいいですか。
- Q.1-3 行動変容が求められていますが、どういうことですか。

2. 体調管理・衛生管理

- Q.2-1 咳エチケットのためにマスクを購入したいと考えていても、市販のマスクが手に入りません。どうすればいいですか（大学で用意してくれますか）。
- Q.2-2 咳エチケット・手洗い等を今も十分行っています。大学生は年齢的にも理解しています。なぜ繰り返し説明を受けるのですか。
- Q.2-3 手指消毒用のアルコール等は学内に置いてありますか。
- Q.2-4 衛生管理のために通学時に持参したほうがよいもの等がありますか。

3. 出校（学内への入構）

- Q.3-1 緊急事態宣言解除となり大学への入構禁止も解除されたら、いつでも大学に行ってもいいですか。
- Q.3-2 大学に入構するときに気をつけることはありますか。

4. 研究活動（大学院生）

- Q.4-1 研究活動はこれまでどおり行ってもいいですか。
- Q.4-2 院生室や研究室を利用するとき、どのような点に気をつければいいですか。

5. 体調が悪い場合・感染した場合（その疑いがある場合）等の対応

- Q.5-1 発熱等の風邪の症状があるときは、どのように対応すればいいですか。
新型コロナウイルス感染の疑いがあるときは、どのように対応すればいいですか。
- Q.5-2 発熱等の風邪の症状がおさまりました、出校してもいいですか。
- Q.5-3 新型コロナウイルスに感染したとき、感染者の濃厚接触者に特定されたときは、どのように対応すればいいですか。
- Q.5-4 家族が濃厚接触者となり自宅待機となったとき、どのように対応すればいいですか。
- Q.5-5 新型コロナウイルスに感染したため（感染者の濃厚接触者に特定されたため）、やむを得ず授業を休まなければならなくなりました。その間の授業や単位はどうなりますか。
- Q.5-6 自宅のある都道府県（住んでいる地域）に外出自粛が発表されていて、対面型授業のために大学に行くことができません。どうすればいいですか。
- Q.5-7 大学に在籍中に体調が悪くなったときはどうすればいいですか。

6. 学内の自習環境

- Q.6-1 学内で自習やオンライン授業を履修する環境はありますか。

7. 就職活動

- Q.7-1 就職活動を通常どおり行うことができるか心配です。
- Q.7-2 キャリア支援課窓口で就職について相談したい場合は、どうすればいいですか。

8. 図書館利用

- Q.8-1 図書館を利用したいのですが、どうすればいいですか。

9. 体育会・文化会・サークル活動

- Q.9-1 体育会・文化会・サークル活動等を学内で行うことはできますか。

10. 海外渡航

- Q.10-1 大学からではなく個人で海外留学したいのですが、できますか。
- Q.10-2 留学生です。母国に一時帰国をしたいのですが、何か対応が必要ですか。

11. その他

- Q.11-1 学生食堂は通常どおり開いていますか。
- Q.11-2 豊田キャンパスのスクールバスは通常どおり運行していますか。
- Q.11-3 新型コロナウイルスの予防や対応で心身ともに疲れてしまったのですが、誰にも相談できません。
- Q.11-4 家族が医療従事者なので白い目で見られています。どうすればいいですか。

12. 窓口・連絡先

1. 常に考え・行動すべきこと

Q.1-1 感染拡大を防止するために、特に気をつけなければならないことは何ですか。

A.1-1 特に気をつけるべきこと（行動）を6点説明します。

①「3つの“密”の条件が同時に重なる場」に行かない、作らない



3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないようにすることが望めます。これは学内であっても、学外であっても同様です。

特に、人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空け、密接を防ぎましょう。

また、密閉とならないようにこまめに換気を行いましょう（可能な限り2方向の窓を開放、窓がない場合は入口を常に開放）。

②体調管理を行う

- ・毎朝検温をして、体調に変化がないかをチェックしましょう。
※後述⑥のとおり、「体調管理・行動記録表」（添付参照）に記録します。
- ・免疫力を高めるために十分な睡眠、栄養価の高い食事をとるよう心がけましょう。

③衛生管理を行う

- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、マスクを着用しましょう。
※ただし、これからの時期は熱中症にも注意が必要です。マスクを着用することで「体内に熱がこもりやすくなる」「マスク内の湿度が上がって喉の渇きを感じづらくなる」と指摘されています。
このため、こまめな水分補給が大切です。また、屋外で密集・密接でないときは、マスクを外して呼吸を整えましょう。
- ・外から屋内（教室等）に入るとき、トイレの後、食事の前後にこまめに手を洗いましょう。
- ・正しい洗い方で手を洗いましょう（ハンドドライヤーは使用禁止、ハンカチを持参すること）。
- ・帰宅後はまずは手や顔を洗い、すぐに着替え、シャワーを浴びましょう。

④モノを介しての感染を防ぐ

皆さんの手や指はさまざまなモノに触れます。その触れたものにウイルスが付着している可能性がありますので注意が必要です。どのようなモノに触れているか想像してみてください。

ドアノブ、エレベーターのボタン、蛇口、自動販売機、電車のつり革、買い物かご、机や椅子、共用のパソコン、共用の文房具（窓口においてあるペン）等

このようなモノに触れた手指で顔に触れたり、目をこすったり、食べ物に触れることのないように気をつけましょう。

特に気をつけてほしいのが、スマートフォンです。さまざまなモノに触れた手で、スマートフォンを操作することはないですか？このときスマートフォンにウイルスが付着する可能性があります。

「スマホ除菌」で Web 検索するといくつかの対策が紹介されています。手洗いと同じようにスマートフォンも消毒しましょう。また、スマートフォンを操作しながら飲食することは避けましょう。

⑤情報を正確に把握し適切な対応をとる

- ・新型コロナウイルスの感染状況は日々変化します。厚生労働省ホームページや新聞等の報道をこまめに確認するように心がけてください。うわさや風潮に惑わされないようにしましょう。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患したとき、そのおそれがあるとき、濃厚接触者になったとき、そのおそれがあるとき、それぞれの“とき”に適切な対応が求められますので、予め理解をしておきましょう（詳細は「5. 体調が悪い場合・感染した場合（そのおそれがある場合）等の対応」参照）。

⑥自分の行動を記録する

あなた自身が感染者となったとき、感染者を増やさないためにも行動記録が役に立ちます。前述の②の体調とともに、いつ・どこで・何をしたか、誰と会ったかなど自分の行動を記録しましょう。

※「体調管理・行動記録表」（添付参照）に記録します。

Q.1-2 自粛・自制ということがいわれていますが、どう対応すればいいですか。

A.1-2 言葉の意味を理解したうえで対応しましょう。

自粛・・・自分から進んで、行いや態度を慎むこと

自制・・・自分の感情や欲望を抑えること

つまり、**慎むこと、抑えることが求められています**。禁止ではないものの、自らの行動が適切なのかを自分自身で十分に考える必要があります。

Q.1-3 行動変容が求められていますが、どういうことですか。

A.1-3 厚生労働省の HP に次の内容が掲載されていました。

行動変容ステージモデルでは、人が行動を変える場合は「無関心期」→「関心期」→「準備期」→「実行期」→「維持期」の5つのステージを通ると考えます。行動変容のステージをひとつでも先に進むには、その人が今どのステージにいるかを把握し、それぞれのステージに合わせた働きかけが必要になります。

今皆さんは新型コロナウイルス感染防止について、どのステージにいますか。

緊急事態宣言解除後であっても、再び感染拡大を生じさせないために、政府の専門家会議は5月4日に「**新しい生活様式**」に切り替える必要があるとして具体的な実践例を示しました。

「**新しい生活様式**」を自分事と捉え、関心を持ち、準備をし、実行し、維持することで行動変容は実現します。＊新しい生活様式の実践例は以下（URL）を参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

2. 体調管理・衛生管理

Q.2-1 咳エチケットのためにマスクを購入したいと考えていても、市販のマスクが手に入りません。どうすればいいですか（大学で用意してくれますか）。

A.2-1 大学には学生の皆さんに公平にお渡しできるだけのマスクのストックがありません。このため、**ご自身でマスクを準備してください**。「マスク作り方」と Web 検索すると、手作りマスクのさまざまな作り方を紹介しています。参考にしてください。

Q.2-2 咳エチケット・手洗い等を今も十分行っています。大学生は年齢的にも理解しています。なぜ繰り返し説明を受けるのですか。

A.2-2 例えば、以下を振り返ってみましょう。

- ・手の洗い方

正しい方法で洗っていますか。「正しい手の洗い方」と Web 検索すると、その詳細を紹介しています。この洗い方を常に行うことが大切ですが、急いでいるときや洗面所が混雑しているときについつい省いてしまうことはないでしょうか。

- ・スマホを操作しながら食事をする、お菓子を食べる

いくらきれいに手を洗っても、ウイルスの付いたスマホを操作しながら食べ物を口に運んでいるかもしれません。

自分では当たり前できていると思っていることを今一度振り返ってみましょう。

Q.2-3 手指消毒用のアルコール等は学内に置いてありますか。

A.2-3 学内各所（入口等）に設置しますが、皆さんがこまめに使用することで不足する可能性があります。このため、先にも述べたとおり、**正しい手洗いをこまめに行うようにしてください（特に食事前やトイレの後）**。手洗い洗剤は十分な量を確保しています。

Q.2-4 衛生管理のために通学時に持参したほうがよいものはありますか。

A.2-4 咳エチケットのための**マスク**、換気のために教室の窓を開けるため**体温調節がしやすい服装**、トイレのハンドドライヤーを使用禁止としますので**ハンカチ**を持参しましょう。**共用のペン等の使用も避けたほうがよい**ため、必要な文房具を携帯しましょう。

3. 出校（学内への入構）

Q.3-1 緊急事態宣言解除となり大学への入構禁止も解除されたら、いつでも大学に行っていいですか。

A.3-1 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、通学途中や学内における感染リスクを減らすためにも、大学への入構や学内での活動を以下に限定します。

- 通学による対面型授業の受講（＊大学が認めた一部科目のみ）
- 無線 LAN 対応教室の利用（＊ノートパソコン保有者）
- コンピュータ教室の利用（＊ノートパソコン非保有者）
- PC 故障対応等 ●TA 業務 ●修士及び博士学位審査（最終試験等）
- 大学院生の研究活動（実験室や研究室の利用）●学部生の研究活動（実験室や研究室の利用）
- 図書館の利用 ●証明書の発行 ●学生証、学割、保険加入関係 ●学生相談センターの利用
- 日本学生支援機構奨学金の手続き ●課外活動 ●大学院入試要項等の受取 ●大学院入試の出願
- 大学院入試過去問題の窓口での閲覧 ●大学院入試のための研究指導教員との事前面談
- 研究生の出願 ●教員採用試験対策資料等の利用 ●教員採用試験向け面談指導
- 就職支援 ●公務員試験対策面接指導 ●資格センターの利用

詳細は「【第2報】学内への入構及び各種活動について（お知らせ）」（以下 URL）を参照してください。なお、今後新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、対応を見直すことがあります。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/news/f87dd9a6904379d2870b74831346411f.pdf>

Q.3-2 大学に入構するときに気をつけることはありますか。

A.3-2 必ず自宅で検温した上で登校してください。また、体調不良（少しでも不調を感じる）の場合は自宅療養し、登校を差し控えてください。

【入構場所】

名古屋キャンパス：0号館（センタービル）G 階

豊田キャンパス：1号館1階総務課窓口

- ・必ずマスクをして学生証を持参してください。
- ・入口に手指の消毒液があるので、消毒してから入構してください。
- ・感染リスクを減らすため、万が一感染した場合に感染経路をたどることを容易にするため、利用する教室や施設以外の場所には立ち入らないよう、行動範囲を限定するようにしてください。
- ・学内での滞在時間は必要最小限としてください。

なお、今後新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、対応を見直すことがあります。

4. 研究活動（大学院生）

Q.4-1 研究活動はこれまでどおり行ってもいいですか。

A.4-1 新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻ることは、終息しない限りできません。

学内で研究活動を行うときは、当分の間、以下の対応をとってください。

- ①前週の木曜日までに翌週の学内における研究活動の予定について、研究指導教員にメール等により連絡してください。

※研究指導教員のメールアドレスがわからない場合は、大学院事務課にメールで連絡してください（gs-office@ml.chukyo-u.ac.jp）。大学院事務課を経由して研究指導教員に伝えます。

②A.1-1 で説明したとおり、3つの“密”（密閉・密集・密接）が重ならないように（1つ1つの密も発生しないように）注意してください。所属研究科や研究指導教員からの感染防止に関する指示に従ってください。

③院生室や研究室の利用にあたっては、A.4-2 で説明する点等に注意してください。

④**自宅で行うことができる研究活動については、できる限り自宅で行うようにしてください。**

例えば、実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は自宅で行う等、学内での滞在時間を短くするよう各自で工夫してください。

Q.4-2 院生室や研究室を利用するとき、どのような点に気をつければいいですか。

A.4-2 所属する研究科や研究室によって研究環境は異なりますので一概にはいえませんが、3つの“密”のいずれの条件も生じないように注意することが大切です。

院生室・研究室利用時の感染防止策の例としては、以下が考えられます。

- ①密閉とならないようにこまめに換気を行う（可能な限り2方向の窓を開放、窓がない場合は入口を常時開放）。
- ②密接とならないように共用のパソコンや機材、文房具はできる限り使用しない（使用する場合は事前事後にモノの消毒を行い、使用の前後には手も洗う）。
- ③複数の学生で利用するときは学生間の距離を保ち、マスクを着用する。
- ④研究指導教員と相談しつつ、院生間の施設利用スケジュールを決める（ローテーション）。
- ⑤一人で院生室や研究室を利用するときは、利用開始時・終了時に研究指導教員や大学院事務課に声がけをしたり、万が一事故等が発生したときの連絡手段を確認しておく等の安全対策を講じる 等

5. 体調が悪い場合・感染した場合（その疑いがある場合）等の対応

Q.5-1 発熱等の風邪の症状があるときは、どのように対応すればいいですか。

新型コロナウイルス感染の疑いがあるときは、どのように対応すればいいですか。

A.5-1 **外出せず、自宅で療養してください（出校しないでください）。**発熱等の風邪の症状があるときは、毎日体温を測定して記録してください。基礎疾患（持病）がある方で症状に変化がある場合は、まずはかかりつけの医師に電話で相談しましょう。

ただし、次のような場合には、決して我慢することなく、すぐに都道府県に設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」※に電話等で相談しましょう。

※…地域により名称が異なることがあります。都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」は Web で検索できます。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

☆ 味覚異常、嗅覚異常がある場合

Q.5-2 発熱等の風邪の症状がおさまりました、出校してもいいですか。

A.5-2 **まずは学生支援課（連絡先は後述）まで連絡してください。**熱が下がった後にすぐに出校してよいかどうかについては、地域（愛知県下や居住地）の感染の状況によって判断が変わるものと考えられます。感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間（2週間程度）自宅にとどまっていただくようお願いいたします。感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合には基本的には出校を認めます。

Q.5-3 新型コロナウイルスに感染したとき、感染者の濃厚接触者に特定されたときは、どのように対応すればいいですか。

A.5-3 **まずは学生支援課（連絡先は後述）まで連絡してください。**大学は学生や教職員の感染状況を正しく把握し、適切な対応をとる必要があります。

感染した方や濃厚接触者に特定された方は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止とします（出校を禁止します）。出席停止期間は以下のとおりです。

- 感染したとき…医療機関から「治癒した」という判断ができるまでとします
- 濃厚接触者となったとき…感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準とします

Q.5-4 家族が濃厚接触者となり自宅待機となったとき、どのように対応すればいいですか。

A.5-4 **まずは学生支援課（連絡先は後述）まで連絡してください。**家族が濃厚接触者となった場合は、家族と同じように自宅待機をお願いします。できる限り、濃厚接触者となった家族と居室を分ける、食事を別にする、使用するタオル等を分ける等の対応をとってください。

- 家族が濃厚接触者となったとき…濃厚接触者となった家族が、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準とします

Q.5-5 新型コロナウイルスに感染したため（感染者の濃厚接触者に特定されたため）、やむを得ず授業を休まなければならなくなりました。その間の授業や単位はどうなりますか。

A.5-5 オンライン（遠隔）授業を受けられる状況（体調）である場合は、無理のない範囲で授業を受けてください。

通学による対面型授業の場合は、出校しないでください（授業を休んでください）。

授業の扱いについては、休んだ期間によって対応を検討します。短期間の場合は、休んだ分の授業の課題を課す等できる限りの配慮をしますが、長期間の場合（感染した場合等）ですべてを配慮することが困難である場合は、履修を取り消す等の対応を検討しますので、学部生は教務課、大学院生は大学院事務課に相談してください。

Q.5-6 自宅のある都道府県（住んでいる地域）に外出自粛が発表されていて、対面型授業のために大学に行くことができません。どうすればいいですか。

A.5-6 **出校しないでください（授業を休んでください）。**休んだ分の授業や単位に関する対応は、上記 A.5-5 と同様です。

Q.5-7 大学にいる間に体調が悪くなったときはどうすればいいですか。

A.5-7 **まずは学生支援課に申し出てください。**なお、感染の恐れがある場合は、公共交通機関を利用して帰宅することは避ける必要があることから、ご家族に迎えに来ていただく等の対応を検討することになります。

6. 学内の自習環境

Q.6-1 学内で自習やオンライン授業を履修する環境はありますか。

A.6-1 オンライン授業受講を目的として（対面型授業がある日にオンライン授業もある方や自宅のインターネット環境が悪い方）、また、授業の空き時間の自習を目的として、一部の教室を開放します。

ノートパソコンは各自で持参していただくことになります（ヘッドフォンが必要な場合についても各自持参してください）。

詳細は A.3-1 に記載した「【第 2 報】学内への入構及び各種活動について（お知らせ）」（以下 URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/news/f87dd9a6904379d2870b74831346411f.pdf>

また、密閉・密集・密接でない環境を用意したいと考えていますので、目的を終えた方（用事が済んだ方）は、学内にとどまらず速やかに帰宅するように心がけてください。利用人数を極力減らし、密集・密接を避けることとします。

7. 就職活動

Q.7-1 就職活動を通常どおり行うことができるか心配です。

A.7-1 政府より、各方面に対して、2020 年度卒業・修了予定者等に対する採用選考活動の柔軟な日程の設定、多様な通信手段を活用した企業説明会の実施等の要請が行われています。大学としても、キャリア支援課が情報提供や相談等の対応を行いますので、不安な場合は、キャリア支援課に相談してください。

Q.7-2 キャリア支援課窓口で就職について相談したい場合は、どうすればいいですか。

A.7-2 詳細は A.3-1 に記載した「【第2報】学内への入構及び各種活動について（お知らせ）」（以下 URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/news/f87dd9a6904379d2870b74831346411f.pdf>

8. 図書館利用

Q.8-1 図書館を利用したいのですが、どうすればいいですか。

A.8-1 詳細は A.3-1 に記載した「【第2報】学内への入構及び各種活動について（お知らせ）」（以下 URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/news/f87dd9a6904379d2870b74831346411f.pdf>

9. 体育会・文化会・サークル活動

Q.9-1 体育会・文化会・サークル活動等を学内で行うことはできますか。

A.9-1 詳細は A.3-1 に記載した「【第2報】学内への入構及び各種活動について（お知らせ）」（以下 URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/news/f87dd9a6904379d2870b74831346411f.pdf>

10. 海外渡航

Q.10-1 大学からではなく個人で海外留学したいのですが、できますか。

A.10-1 5月22日現在、外務省は、感染症危険情報レベルについて、世界111か国・地域に対し、レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））、レベル3の国・地域を除く、全世界に対し、レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出しています。

上記の状況等を踏まえ、留学を予定・考えていた学生の皆さんにおいては、感染症危険情報レベル3の国・地域への留学は取り止めるとともに、レベル2の国・地域についても、感染の拡大の可能性や現地の状況が悪化する可能性も十分に考慮し、留学の是非又はその延期について改めて検討してください。詳細は、外務省海外安全ホームページ（以下 URL）を参照してください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

Q.10-2 留学生です。母国に一時帰国をしたいのですが、何か対応が必要ですか。

A.10-1 母国の入国制限措置及び入国後の行動制限を必ず確認してください。

有効な旅券（パスポート）と在留カードを所持していれば、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可の取得が不要です（みなし再入国許可）。ただし、出国の日から1年を経過する前に在留期限が到来する場合は、在留期限までとなります。また1年以内に再入

国の予定がないときは、再入国許可を取得する必要があります。

日本へ入国する場合は、以下の URL を参照し、最新情報を必ず確認してください。

(厚生労働省・新型コロナウイルスに関する Q&A)

水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(法務省・海外からの入国)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00151.html

11. その他

Q.11-1 学生食堂は通常どおり開いていますか。

A.11-1 昼食時は学生食堂を利用できますが、学内の全ての食堂が開いているわけではありません。また、密接を防ぐために、席数を減らしています（対面で食事ができないようになっています）。

Q.11-2 豊田キャンパスのスクールバスは通常どおり運行していますか。

A.11-2 スクールバスの運行については、以下（URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/support/studentlife/a7.html>

スクールバスにおいても3つの“密”が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮しなければなりません。

このため、以下の対応をとりますので、ご協力ください。

- ・運行時、車内の窓を開けて換気を行っています。
- ・車内のドアノブ等は毎日消毒をし、感染予防を行っています。
- ・密を避けるため、列ごとに交互に座ってください（座席に表示してあります）。
- ・マスク着用で乗車してください。

Q.11-3 新型コロナウイルスの予防や対応で心身ともに疲れてしまったのですが、誰にも相談できません。

A.11-3 学生相談センターで相談を受け付けますので、利用してください。学生相談センターの利用については、以下（URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/student-staff/studentlife/b8.html>

Q.11-4 家族が医療従事者なので白い目で見られています。どうすればいいですか。

A.11-4 医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。この例に限らず、偏見や差別につながる行為は断じて許されません。その行為をした学生に対しては、大学が指導を行います。また偏見や差別を受けた方は、A.11-3 と同様に学生相談センターで相談を受け付けますので、連絡してください。

12. 窓口・連絡先

教務課・大学院事務課・学生支援課等、問い合わせ先は以下（URL）を参照してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/information/contact/>

以 上